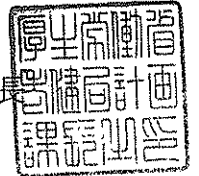




老計発第0207001号
平成18年2月7日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長



指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについての
一部改正について

指定介護老人福祉施設における会計の処理等については、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）の別紙「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等により取り扱われているところであるが、今般、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、介護保険施設等の居住費及び食費について保険給付の対象外とされたことに伴い、指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針の一部を別添のとおり改正し、平成17年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係機関及び関係団体・施設等に対してこれを周知するとともに、その会計処理に遺漏のないようにされたい。

○ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて (平成12年老計第8号)

改 正 後		改 正 前	
(別紙)	指定介護老人福祉施設等取扱い指導指針	(別紙)	指定介護老人福祉施設等取扱い指導指針
第1	総則 (略)	第1	総則 (略)
第2	対象範囲 指導指針の対象とする施設又は事業所(以下「施設等」とい う。)範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体の限 りではない。範囲は、次のとおりとする。特段の定めがある場 合は、この限りではない。 (1)から(5)までに掲げる施設等において、指定サービス基 準に定める訪問看護を行う場合は、本指導指針に基づき 訪問介護(略)の開始(昭和三十八年厚生省令第28号)に基 づき、老人福祉法の施行規則(昭和三十八年厚生省令第28号)に基 づき、事業の開始(昭和三十八年厚生省令第28号)に基づ き、工(略)指定痴呆対応型共同生活介護 (略)	第2	対象範囲 指導指針の対象とする施設又は事業所(以下「施設等」とい う。)範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体の限 りではない。範囲は、次のとおりとする。特段の定めがある場 合は、この限りではない。 (1)から(5)までに掲げる施設等において、指定サービス基 準に定める訪問看護を行う場合は、本指導指針に基づき 訪問介護(略)の開始(昭和三十八年厚生省令第28号)に基 づき、老人福祉法の施行規則(昭和三十八年厚生省令第28号)に基 づき、事業の開始(昭和三十八年厚生省令第28号)に基づ き、工(略)指定痴呆対応型共同生活介護 (略)

別紙1-1 収 支 計 算 平 成 年 月 日
自 平 成 年 月 日
(会計区分名)

収入	勘定科目 (略)	予算	決算	差異	備考
経常活動による収入	利用者等福利施設利用料収入 介護福祉施設サービス利用料収入 居室介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 (略)				
支出	経常活動収入計 ① 利用者負担軽減額 (略) 経常活動支出計 ② (略)				

収入	勘定科目 (略)	予算	決算	差異	備考
経常活動による収入	利用者等福利施設利用料収入 介護福祉施設サービス利用料収入 居室介護サービス利用料収入 (略)				
支出	経常活動収入計 ① 利用者負担減免額 (略) 経常活動支出計 ② (略)				

(略)

(略)

入	料収入 特別食料、日常生活サービス料、美容料、理美容料、日常生活サービス料等をいう。	料収入 特別食料、日常生活サービス料等をいう。	(略)	(略)
	居室介護サービス利用料収入 特別な室料、特別な食費、送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。	居室介護サービス利用料収入 特別な室料、特別な食費、送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。	(略)	(略)
	食費収入 介護老人福祉施設の入所者並びに指定通所介護事業所及び指定短期入所介護事業所の利用者が支払う食費に係る特定入所者介護サービス料等をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス料については小区分設定する。(平成17年10月1日から計上すること。)	食費収入 介護老人福祉施設の入所者並びに指定通所介護事業所及び指定短期入所介護事業所の利用者が支払う食費に係る特定入所者介護サービス料等をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス料については小区分設定する。(平成17年10月1日から計上すること。)	(略)	(略)
	居室費収入 介護老人福祉施設の入所者が支払う居室費、指定短期入所介護事業所の利用者に係る滞在費及び居室費に係る特定入所者介護サービス料等をいう。なお、居室に係る特定入所者介護サービス料については小区分設定する。(平成17年10月1日から計上すること。)	居室費収入 介護老人福祉施設の入所者が支払う居室費、指定短期入所介護事業所の利用者に係る滞在費及び居室費に係る特定入所者介護サービス料等をいう。なお、居室に係る特定入所者介護サービス料については小区分設定する。(平成17年10月1日から計上すること。)	(略)	(略)

入	料収入 美容料、日常生活サービス料、特別な室料、特別な食費、送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。	料収入 特別食料、日常生活サービス料、美容料、理美容料、日常生活サービス料等をいう。	(略)	(略)
	居室介護サービス利用料収入 特別な室料、特別な食費、送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。	居室介護サービス利用料収入 特別な室料、特別な食費、送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等をいう。	(略)	(略)
	食費収入 介護老人福祉施設の入所者並びに指定通所介護事業所及び指定短期入所介護事業所の利用者が支払う食費に係る特定入所者介護サービス料等をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス料については小区分設定する。(平成17年10月1日から計上すること。)	食費収入 介護老人福祉施設の入所者並びに指定通所介護事業所及び指定短期入所介護事業所の利用者が支払う食費に係る特定入所者介護サービス料等をいう。なお、食費に係る特定入所者介護サービス料については小区分設定する。(平成17年10月1日から計上すること。)	(略)	(略)
	居室費収入 介護老人福祉施設の入所者が支払う居室費、指定短期入所介護事業所の利用者に係る滞在費及び居室費に係る特定入所者介護サービス料等をいう。なお、居室に係る特定入所者介護サービス料については小区分設定する。(平成17年10月1日から計上すること。)	居室費収入 介護老人福祉施設の入所者が支払う居室費、指定短期入所介護事業所の利用者に係る滞在費及び居室費に係る特定入所者介護サービス料等をいう。なお、居室に係る特定入所者介護サービス料については小区分設定する。(平成17年10月1日から計上すること。)	(略)	(略)

2 支出の部

動 定 科 目	説 明
大区分	中区分
〈事業活動支出〉	
(略)	(略)
利用者負担軽減額	利用者負担軽減額 利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。
(略)	(略)

2 支出の部

動 定 科 目	説 明
大区分	中区分
〈事業活動支出〉	
(略)	(略)
利用者負担減免額	利用者負担減免額 ユニット型施設の入居者が支払う居住費を減免した場合等の利用者負担減免額をいう。
(略)	(略)

別紙 3

介護サービス事業別事業活動計算書
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
(会計区分名)

区分	勘定科目	(略)
事業活動収支の部	収入	
	利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 居食費収入 (略)	
	事業活動収入計 ①	
支出	雑費 利用者負担軽減額 減価償却費 (略)	
	事業活動支出計 ②	
(略)		

別紙 4

簡易型耐用年数表

資産別区分

建物付属設備 (建物の用途には関係がない。)

構造又は用途	細目	耐用年数
(略)	(略)	(略)

* 介護用リフト・認知症徘徊防止用監視装置・特殊浴槽 (特殊浴室) 等は、その機器部分については、器具及び備品の「8 医療機器」の耐用年数が適用される。

別紙 3

介護サービス事業別事業活動計算書
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
(会計区分名)

区分	勘定科目	(略)
事業活動収支の部	収入	
	利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 (略)	
	事業活動収入計 ①	
支出	雑費 減価償却費 (略)	
	事業活動支出計 ②	
(略)		

別紙 4

簡易型耐用年数表

資産別区分

建物付属設備 (建物の用途には関係がない。)

構造又は用途	細目	耐用年数
(略)	(略)	(略)

* 介護用リフト・痴呆性徘徊防止用監視装置・特殊浴槽 (特殊浴室) 等は、その機器部分については、器具及び備品の「8 医療機器」の耐用年数が適用される。